

郡山市保健委員会事業運営補助金交付要綱

昭和 53 年 8 月 7 日制定
平成 15 年 4 月 21 日一部改正
[保健福祉部保健所総務課]

(趣 旨)

第 1 条 郡山市（以下「本市」という。）は、市民の自主的な地域活動を促進し、市民の健康保持・増進の基盤づくり、保健衛生思想の向上、生活環境の整備を図るため、郡山市保健委員会に対し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第 2 条 この補助金は、郡山市保健委員会が前条の目的を達成するため、これに要する経費について交付するものとし、その額は予算の範囲内で定める。

(申請書の様式等)

第 3 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、規則第 4 条に規定する申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長が定める期日までに行うものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等を目的外に使用しないこと。
- (2) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(実績報告書)

第 5 条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、すみやかに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(会計帳簿等の整備)

第 6 条 補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、補助事業等が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 8 月 7 日から施行し、昭和 53 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 21 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。